

○山梨県警察電話県内通話に関する訓令

〔昭和45年7月13日〕
本部訓令第9号

〔沿革〕 平成6年10月本部訓令第19号 平成16年5月本部訓令第11号
 平成16年10月本部訓令第13号 平成19年3月本部訓令第3号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第3条）

第2節 交換室（第4条－第7条）

第2章 使用

第1節 通則（第8条－第12条）

第2節 通信統制官（第13条・第14条）

第3節 通話の自動即時扱い（第15条）

第4節 通話の手動即時扱い（第16条）

第5節 通話の待時扱い（第17条－第22条）

第6節 通話の一斉指令扱い（第23条－第28条）

第7節 県間通話の発信（第29条－第32条）

第3章 運用

第1節 通則（第33条－第41条）

第2節 交換長（第42条－第46条）

第3節 手動即時扱い通話の取扱い（第47条・第48条）

第4節 待時扱い通話の取扱い（第49条－第59条）

第5節 一斉指令通話の取扱い（第60条－第62条）

第6節 県間通話の取扱い（第63条・第64条）

第4章 通信制限（第65条）

第5章 雑則（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この訓令は警察電話要則（昭和42年警察庁訓令第4号。以下「要則」という。）第46条の規定に基づき山梨県における警察電話（以下「電話」という。）の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通話」とは、電話によつて送受される通報をいう。
- (2) 「交換室」とは、電話交換装置および交換取扱者の総体をいう。
- (3) 「有線保全所」とは、電話の試験および障害修理を任務とする関東管区警察局山梨県通信部（以下「山梨県通信部」という。）の組織をいう。
- (4) 「内線通話」とは、交換室と同一構内またはこれに準ずる区域内にある電話機で当該交換室に収容されているもの相互間の通話をいう。
- (5) 「県間通話」とは、府県等交換室相互間の電話回線（以下「回線」という。）を経由する通話をいう。
- (6) 「県内通話」とは、警察本部交換室と警察署、警察学校、交番、警察官駐在所その他警察本部長（以下「本部長」という。）の指定するもの（以下「警察署等」という。）との間の回線又は警察署等相互間の回線のみを経由する通話で、内線通話以外の通話をいう。
- (7) 「発信交換室」とは、県内通話の発信を取り扱う交換室をいう。
- (8) 「着信交換室」とは、県内通話の着信を取り扱う交換室をいう。
- (9) 「中継交換室」とは、発信交換室と着信交換室との間において通話の中継を取り扱う交換室をいう。
- (10) 「上位交換室」とは、着信交換室または中継交換室からみて、発信交換室側にある中継交換室または発信交換室をいう。
- (11) 「下位交換室」とは、発信交換室または中継交換室からみて、着信交換室側にある中継交換室または着信交換室をいう。
- (12) 「自動即時扱い」とは、発信者が電話番号により電話機等を操作して、着信者の電話機または着信交換室に接続する交換方式をいう。
- (13) 「手動即時扱い」とは、交換室が通話の発信の申し出を受け付けたとき、ただちに接続を行なう交換方式をいう。

(14) 「待時扱い」とは、交換室が通話の発信の申し出を受けたとき、発信交換証を作成し、いつた
ん接続を断ち、その通話を接続すべき順位がきたとき接続を行なう交換方式をいう。

(15) 「一斉指令扱い」とは、2以上の着信者の電話機または交換室に対して、同時に通話の接続を
行なう特殊取扱いをいう。

(16) 「一斉指令通話」とは、一斉指令装置のある警察本部または警察署において行なう一斉指令扱
いの通話をいう。

(通話の交換方式)

第3条 県内通話の交換方式は自動即時扱いおよび手動即時扱いとする。ただし、本部長の指定する
地域においては待時扱いとする。

第2節 交換室

(交換室の任務)

第4条 交換室は、警察の責務を遂行するために必要な通話の交換取扱いおよびこれに関する業務を
行なうことを任務とする。

(交換室の運用時間)

第5条 交換室の運用時間は、常時とする。

(交換室の所管)

第6条 交換室は、山梨県通信部の所管とする。ただし、その運用は、山梨県警察が行なう。

(交換室の呼称)

第7条 交換室は、次の各号に掲げる呼称によるものとする。

- (1) 警察本部の交換室は、本部交換室
- (2) その他の交換室にあつては、所属の名称を交換室に冠する。

第2章 使用

第1節 通則

(通話の内容)

第8条 通話は、警察の責務を遂行するため必要な事項を内容としたものでなければならない。

2 通話は、簡潔でなければならない。

(濫用の防止)

第9条 通話は、濫用してはならない。

(事故の申告)

第10条 電話の障害または通話の異常を認知した者は、すみやかに有線保全所または交換室に通知

しなければならない。

(電話番号等の問合わせ)

第11条 電話番号その他電話の使用についての問合わせは、本部交換室に申し出るものとする。ただし、手動即時扱いまたは待時扱いを行なう警察署等にあつては当該電話機を収容する交換室に申し出るものとする。

(使用者の留意事項)

第12条 電話を使用する者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 電話の使用については、第13条に規定する通信統制官または第42条に規定する交換長（以下同じ。）の指示もしくは通知にしたがわなければならない。
- (2) 通話の発信の申し出には、やむを得ない場合のほか電話番号を使用し、発信者または着信者の電話番号が2以上あるときは、そのすべてを申し出ること。
- (3) 磁石式電話機にあつては、電話終了後確実に終話信号を行なうこと。

第2節 通信統制官

(通信統制官の指定)

第13条 通信統制官は、次に掲げる者をもつてあてるものとする。

- (1) 本部交換室にあつては、警務課長、ただし、本部交換室に属する警察署の一斉指令通話については、当該警察署長
- (2) 警察署の交換室にあつては、警察署長

(通信統制官の任務)

第14条 通信統制官は、回線の運営状況に留意し、電話の適正な使用を図るため、県内通話については次に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 至急通話、定時通話、長時通話および一斉指令通話の発信の承認
- (2) 第65条の規定により、通信制限が行なわれている場合における通話の発信の承認
- (3) 平常時において、回線がふくそうしているとき、その他回線の運用上必要と認めるときにおける普通通話および至急通話の通話時間の短縮
- (4) 電話の使用に関する事項の周知および指導

第3節 通話の自動即時扱い

(通話の発信)

第15条 発信者は、自動即時扱いの通話を発信しようとするときは、別に定める電話番号により電話機等を操作するものとする。ただし、発信者が急を要する事項を内容とする通話で数回ダイヤル

しても話中であり必要と認めるときは、待時扱いの通話の発信手続によることができる。

- 2 発信者は、自動即時扱いを行なう回線の全部が臨時に待時扱いを行なう回線に変更された場合は、待時扱いの通話の発信手続によらなければならない。
- 3 発信者は、自動即時扱いを行なう回線の一部が臨時に待時扱いを行なう回線に変更された場合は、待時扱いの通話の発信手続によることができる。

第4節 通話の手動即時扱い

(通話の発信)

第16条 発信者は、手動即時扱いの通話を発信しようとするときは、着信者の電話番号または職名等を当該電話機の収容されている交換室に申し出なければならない。

- 2 発信者は、当該通話を接続する回線が話中であるときは、あらためて発信の申し出を行なわなければならない。ただし、発信者が急を要する事項を内容とする通話で必要と認めるときは、待時扱いの通話の発信手続によることができる。
- 3 発信者は、手動即時扱いの回線が臨時に待時扱いを行なう回線に変更された場合は、待時扱いの通話の発信手続によらなければならない。

第5節 通話の待時扱い

(待時扱いの通話の種類)

第17条 待時扱いの通話の種類は次のとおりとする。

(1) 特別至急通話

- ア 事態が重大であり、かつ、緊急を要する場合に、本部長が「特別至急」と指定した通話
- イ 通話施設に重大な事故が発生し、その対策のため緊急に連絡を要する場合に山梨県通信部長が「特別至急」と指定した通話

(2) 至急通話

- ア 急訴、緊急手配等速報を必要とする通話で、発信者が事案名を冠した至急と指定した通話
(以下「事案名至急通話」という。)
- イ 本部長が、通話にかかる事案および期間を限り、あらかじめ指定した電話機から至急と指定した通話(以下「指定電話機からの至急通話」という。)
- ウ 急を要する場合に発信者が「至急」と指定した通話

(3) 定時通話

通話する日時分および通話時間をあらかじめ定めておく必要がある場合に、発信者が「定時」と指定した通話

(4) 普通通話

特別至急通話、至急通話および定時通話以外の通話

(5) 長時通話

通話時間が9分をこえる普通通話および至急通話

(通話の取扱い順位)

第18条 通話の取扱いの順位は、次に掲げるところによるものとし、同一の順位の通話の取扱いは、発信交換室における受付時刻の前後によるものとする。

第1順位 特別至急通話

第2順位 定時通話

第3順位 至急通話

第4順位 普通通話

(通話時間)

第19条 普通通話および至急通話の通話時間は、9分以内とする。ただし、長時通話であるものについては、この限りではない。

(通話の発信手続)

第20条 通話を発信しようとする者は、次の表に掲げる手続によらなければならない。

通話の種類 および区分	発信手続	申し出事項
普通通話	右欄の事項を交換室に申し出る。	1 発信者の電話番号、氏名または職名等 2 着信者の電話番号または職名等
事案名至急通話	右欄の事項を交換室に申し出る。 通話終了後は、すみやかに通信統制官に同事項を申し出る。	事案名至急の呼称および通話の用件ならびに普通通話における申し出事項
指定電話機からの至急通話	右欄の事項を交換室に申し出る。	至急通話である旨および通話の用件ならびに普通通話における申し出事項
	右欄の事項を通信統制官に申し出て承認を得る。ただし、第65条の規定により行なう通信	至急通話である旨および通話の用件ならびに普通通話における申し

至急通話	<p>制限の実施されている場合および通信統制官が通話の疎通上統制を必要と認める場合を除き週日の18時（土曜日にあつては13時30分）から翌日の8時30分までの間および日曜日ならびに休日（12月29日から同月31日までの間および1月2日から3日までの間を含む。）（以下「休日等」という。）における発信は、当該電話機の収容されている交換室に申し出る。</p>	出事項
長時通話である普通通話	至急通話の手續に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1 長時通話である普通通話の旨 2 発信者の電話番号、氏名または職名等 3 着信者の電話番号または職名等 4 通話の用件 5 予定通話時間
長時通話である至急通話	至急通話の手續に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1 長時通話である至急通話の旨 2 長時通話である普通通話における申し出事項を適用
指定電話機からの長時通話	右欄の事項を交換室に申し出る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 長時通話である至急通話の旨 2 長時通話である普通通話の申し出事項を適用
定時通話	通話開始時刻の1時間前までに右欄の事項を通信統制官に申し出て承認を得る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 定時通話である旨 2 発信者の電話番号、氏名または職名等 3 着信者の電話番号または職名等 4 通話の用件 5 通話を行なう日時分
特別至急通話	右欄の事項を交換室に申し出る。	特別至急通話である旨および普通

(至急通話等の発信の申し出の審査および承認の手続)

第21条 通信統制官は、至急通話、定時通話または長時通話の発信の申し出を受けたときは、通話承認簿（別記様式第1号）に所定事項を記入するとともに、自交換室に通話の疎通上支障の有無を確認し、ただちに審査のうえ、承認の可否を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該通話の発信を承認したときは、ただちにその旨および次に掲げる事項を自交換室の交換長に通知しなければならない。

(1) 通話の種類

(2) 発信者の電話番号、氏名または職名等

(3) 着信者の電話番号または職名等

(4) 長時通話の場合は、予定通話時間

(5) 定時通話の場合は、通話を行なう日時分および予定通話時間

3 第1項の場合において、当該通話の発信が不相当と認めるときは、その理由を明らかにしてこれを拒否することができる。

(通話の発信の申し出の取消しおよびその手続)

第22条 交換室に通話の発信の申し出を行なった者または通信統制官に通話の発信の申し出を行ないその承認を受けた者は、当該通話の発信の必要がなくなつたときは、ただちにその旨を交換室または通信統制官に申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けた通信統制官は、ただちにその旨を通話承認簿に記入するとともに、自交換室の交換長に通知しなければならない。

第6節 通話の一斉指令扱い

(一斉指令通話の使用範囲)

第23条 一斉指令通話の使用は、急を要する場合または定時に一斉指令扱いによる通話を行なわなければその目的を達成されない場合に限り使用するものとする。

(一斉指令通話の種類)

第24条 一斉指令通話の種類は次のとおりとする。

(1) 特別至急一斉指令

事態が重大で、かつ緊急を要する場合に本部長が「特別至急一斉指令」と指定した一斉指令通話

(2) 至急一斉指令

ア 急訴、緊急手配等、急を要する一斉指令で発信者が「事案名を冠した一斉指令」（以下「事案名」一斉指令という。）と指定した一斉指令通話

イ 急を要する場合に発信者が「至急一斉指令」と指定した一斉指令通話

(3) 普通一斉指令

特別至急一斉指令および至急一斉指令以外の一斉指令通話

(一斉指令通話の取扱い順位)

第25条 一斉指令通話の取扱い順位は、次に掲げるところによるものとし、同一順位の一斉指令通話および第17条に規定する通話の取扱いは交換室における受付時刻の前後によるものとする。

第1順位 特別至急一斉指令

第2順位 至急一斉指令

第3順位 普通一斉指令

(一斉指令通話の発信手続)

第26条 一斉指令通話を発信しようとする者は、次の表に掲げる手続によらなければならない。

発信区分	通話の種類	手続	申し出事項
本署から警察署に對する一斉指令通話	普通一斉指令	右欄の事項を通信統制官に申し出て承認を得る。ただし、休日等における場合は、直接交換室に申し出る。	ア その旨
	至急一斉指令		イ 発信者の電話番号、氏名または職名等 ウ 着信者の電話番号または職名等 エ 通話の用件 オ 予定通話時間
	「事案名」至急一斉指令	右欄の事項を交換室に申し出る。 通話終了後は、すみやかに通信統制官に同事項を申し出る。	普通および至急一斉指令通話の発信手続における申し出事項を適用する。ただし、予定通話時間を除く。
	特別至急一斉指令	右欄の事項を交換室に申し出る。	
		右欄の事項を通信統制官に申し	ア その旨

警察署から警察官駐在所等に対する一斉指令通話 検問所	本部交換に属する警察署	普通一斉指令	出て承認を得たのち、別に定める電話番号により、電話機等	イ 発信者の電話番号、氏名または職名等
		至急一斉指令	操作する。ただし、休日等における場合は、直接電話機等	ウ 着信者の電話番号または職名等
			操作する。	エ 通話の用件 オ 予定通話時間
		「事案名」 至急一斉指令	発信者は別に定める電話番号により電話機等	普通および至急一斉指令通話の発信
			操作して通話を行ない、終了後すみやかに右欄の事項を通信統制官に申し出る。	手続における申し出事項を適用する。ただし、予定通話時間を除く。
	上欄以外の警察署	普通一斉指令	右欄の事項を通信統制官に申し出て承認を得る。ただし、休日	本部交換室に属する警察署における一斉指令の発信手続の申し出事項を適用する。
至急一斉指令		等における場合は、直接交換室に申し出る。		
「事案名」 至急一斉指令		右欄の事項を交換室に申し出る。 通話終了後は、すみやかに通話統制官に同事項を申し出る。	本部交換室に属する警察署の申し出事項を適用する。ただし、通話予定時間を除く。	
前記に掲げるもののほか、第65条の規定により行なう通信制限が実施されている場合および通話の疎通上通信統制官が通話の統制を必要と認める場合は、右欄の事項を通信統制官に申し出て承認を得る。				ア 通話の種類 イ 発信者の電話番号、氏名または職名等 ウ 着信者の電話番号、氏名または職名等 エ 通話の用件 オ 予定通話時間

(一斉指令通話の発信の申し出の審査および承認の手続)

第27条 一斉指令通話の発信の申し出の審査および承認の手続は、第21条の規定を準用する。

(一斉指令通話の発信の申し出の取消しおよびその手続)

第28条 一斉指令通話の発信の申し出の取消しおよびその手続は第22条の規定を準用する。

第7節 県間通話の発信

(自動即時扱い地域からの発信手続)

第29条 自動即時扱いを行なう交換室に收容されている電話機から自動即時扱い区域へ県間通話を発信しようとする者は、別に定める電話番号により電話機等を操作するものとする。

2 自動即時扱いを行なう交換室に收容されている電話機から待時扱い区域へ普通通話の県間通話を発信しようとする者は、発信者の電話番号、氏名または職名、着信者の電話番号等必要事項を本部交換室に申し出なければならない。

(手動即時扱い地域からの発信手続)

第30条 手動即時扱いを行なう警察署等から自動即時扱い区域へ県間通話を発信しようとする者は、着信者の電話番号等、必要事項を当該電話機を收容する交換室に申し出なければならない。

2 手動即時扱いを行なう警察署等から待時扱い区域へ普通通話の県間通話を発信しようとする者は、前条第2項に規定する通話の発信の申し出事項を当該電話機を收容する交換室に申し出なければならない。

(待時扱い地域からの発信手続)

第31条 待時扱いを行なう警察署等から自動即時扱い区域へ県間通話を発信しようとする者、または、待時扱い区域へ普通通話の県間通話を発信しようとする者は、第29条第2項に規定する事項を当該電話機を收容する交換室に申し出なければならない。

(至急通話、定時通話および長時通話の発信手続)

第32条 県内から待時扱い区域へ至急通話、定時通話および長時通話の県間通話を発信しようとする者は、その旨、通話の用件および第29条第2項に規定する事項ならびに定時通話であるものについては、通話を行なう日時分および通話予定時間、長時通話であるものについては通話予定時間を本部交換室の通信統制官に申し出なければならない。ただし、至急通話および長時通話については警察電話細目（昭和42年5月20日警察庁乙通発第4号）第7条に規定する発信交換室に申し出る至急通話および長時通話にあつてはこの限りでない。

第3章 運用

第1節 通則

(交換取扱者の留意事項)

第33条 交換取扱者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交換取扱いは、正確、迅速、公平かつ親切に行なうこと。

- (2) 通話を接続するときは、相互に協力して能率的に行なうこと。
- (3) 指定された電話機に接続できない場合においても、当該電話機に代つて接続することができる電話機があるときは、接続に努めること。
- (4) 普通通話以外の通話を取り扱うときは、交換長に報告すること。
- (5) 監視信号、終話信号および呼出信号にはすみやかに応じ、使用者を待たせないよう努めること。
- (6) 信号に対する処理は、監視信号、終話信号、呼出信号の順序とすること。
- (7) 申し出、問合せおよび通知を受けたときは、誤りのないよう当該申し出等を復唱するとともに、交換取扱者番号を告げること。
- (8) 交換取扱い上必要があるとき以外は、聴話する状態に機器を操作しないこと。
- (9) 通話の質の異常または電話の障害を認知したときは、ただちに接続替え等の措置をとるとともに、交換長に報告すること。
- (10) 中継交換室および着信交換室においては、発信者の氏名または職名の問合せを行なわないこと。

(秘密の保持)

第34条 電話の取扱いに従事する者、従事した者、関係ある者、または関係のあつた者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(電話番号等の案内)

第35条 交換取扱者は、電話番号その他電話の使用についての問合せを受けたときは、適切な案内をしなければならない。ただし、電話番号を指定しての当該電話機を使用する者の氏名または職名の問合せについてはこの限りでない。

2 自交換室で不明確または判明しない場合は、それが他都府県方面関係のものである場合には、本部交換室に、また自県内のものであるときには、関係交換室に問合せてすみやかに正しい案内をしなければならない。

3 自動即時扱いまたは手動即時扱いが臨時に待時扱いに変更となつた場合あるいは特殊事案等で回線が全話中となり、かつその状態が継続している場合等を認知しているときに電話の使用についての問合せを受けたときは適切な案内を行なわなければならない。

(交換用語)

第36条 交換取扱者は、電話の取扱いを行なうときは、要則に定められた警察電話交換用語を準用するものとする。

(時刻表示)

第37条 電話の交換取扱いに使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

(発信交換室の責任)

第38条 発信交換室は、通話の受付から終了まで当該電話の疎通が円滑に行なわれるようその責に任じなければならない。

(回線試験)

第39条 交換室は、毎日8時30分までに3級線および4級線の信号および通話試験を行ない、その結果を記録し、異常を認めた場合は有線保全所に通知すると共に、通信統制官に報告しなければならない。

2 交換長は、災害の発生等により回線の障害が憂慮される場合には随時回線試験を実施しなければならない。

(業務用通話)

第40条 交換室は、次に掲げる業務用の通話を随時取り扱わなければならない。

- (1) 交換長が行なう交換取扱いについての通話
- (2) 交換長に申し出た回線の試験または障害修理についての通話

(交換取扱者の呼称)

第41条 交換取扱者の呼称は、交換取扱者番号（以下「扱者番号」という。）によるものとする。ただし警察署等交換室においては氏名を用いることができる。

2 本部交換室の交換長は交換取扱者にそれぞれ扱者番号を指定しておかななければならない。

第2節 交換長

(交換長の指定)

第42条 本部交換室の交換長は、現に交換取扱い業務に従事している者の中から指定しなければならない。

2 警察署交換室の交換長は、係長の職にあるものの中から指定しなければならない。

(交換長の任務)

第43条 交換長は、常に交換取扱い状況をは握し、通話の円滑な疎通を図らなければならない。

2 交換長は、自交換室が第21条第2項の指示を受けたときは、県内通話取扱簿（別記様式第2号）に所定の事項を記入しなければならない。

(交換長の事故措置)

第44条 交換長は、県内通話の疎通状況に異常を認めたときは、すみやかにその旨を通信統制官に

通報するものとする。

2 交換長は、通話の質の異常または電話の障害を認知したときおよび第10条に規定する事故の申告を受けたときは、ただちに有線保全所への通知等必要な措置をとらなければならない。

3 通話の疎通状況の異常または通話の質の異常もしくは電話の障害が復旧したときは、前2項に準じて措置するものとする。

(受付または接続の拒否等)

第45条 交換長は、通話が次の各号の一に該当する場合は、理由を明らかにしてその受付または接続を拒否することができる。

(1) この訓令に違反し、または通話の疎通を著しく阻害すると認めるとき。

(2) 通話の接続を行なつても、通話損失が多く通話が著しく困難と認めるとき。

(3) 電話の障害のため、通話ができないかまたは著しく困難と認めるとき。

(電話番号の整備)

第46条 交換長は、第35条の規定する電話番号等の案内に使用する交換室備付けの電話番号簿を常に整備しておかなければならない。

第3節 手動即時扱い通話の取扱い

(通話の受付および接続手続)

第47条 交換室は第16条第1項に規定する手動即時扱いの通話の発信の申し出を受けたときは、次の順序により取り扱わなければならない。

(1) 発信交換室または中継交換室は通話の発信または中継接続の申し出を受けたときは、直近下位交換室に至る回線が話中でないことを確認したのち発信者または、上位交換室をそのまま待たせる。

(2) 発信交換室または、中継交換室は、ただちに下位交換室を呼び出し、着信者の電話番号等必要事項を通知し回線を接続する。ただし発信交換室は、回線をそのままの状態にして待つ。

(3) 着信交換室は、着信者（着信者の電話機）を呼び出して着信者であることを確認し、発信交換室名および通話を接続する旨を通知し、発信交換室に着信者を呼び出した旨通知する。ただし着信者の電話機が話中であるときは、その旨を発信交換室に通知する。

(4) 発信交換室は発信者および着信者に通話の開始をうながす。

(5) 発信交換室または、中継交換室は、市外ダイヤル方式（発信交換室または中継交換室の交換取扱者がダイヤル等を操作して着信者または着信交換室に接続する交換方式をいう。）によつて接続出来る場合は、着信者または着信交換室を直接呼び出す。

(6) 発信交換室は、内線ダイヤル方式（発信者が交換室への通話の発信の申し出を行ない、交換室から応諾の通知を受けたのち電話機等を操作して着信者または着信交換室に接続する方式）によつて接続できる場合は、発信者に直接着信者または、着信交換室を接続させることができる。

2 交換室は、第16条第2項のただし書きに規定する急を要する事項を内容とする通話の発信の申し出があつたときは、待時扱いの通話の接続手続に準じて取扱わなければならない。

（通話の終話手続）

第48条 交換室は、通話が終了した場合において、接続を断つときは、次の順序により手続を行なわなければならない。

(1) 発信交換室は、終話信号があつたときは、その終話を確認、通話が終了した旨を着信交換室に通知するとともに接続を断つ。この場合において中継交換室がある場合は、発信交換室および中継交換室は、その通話を順次連絡する。

(2) 前号に規定する通知をうけた中継交換室および着信交換室は接続を断つ。

(3) 市外ダイヤル方式により、通話の接続を行なつた交換室は、終話信号があつたときは、前各号の規定にかかわらずその終話を確認、接続を断つ。

第4節 待時扱い通話の取扱い

（通話の受付手続）

第49条 交換室は、通話の発信の申し出または承認の通知を受けたときは、発信交換証（別記様式第3号）に所定の事項を記入し、取扱いの順位により整理しておかななければならない。

（直通通話の接続手続）

第50条 交換室は、直通通話（発信交換室が直接着信者または着信交換室に接続できる場合の通話をいう。）の取扱いの順位がきたときは、次の順序により接続しなければならない。

(1) 発信交換室は、着信者を呼び出して通話の接続の開始を通知する。

(2) 回線の接続を行なう。

(3) 着信交換室を呼び出し、着信者の電話番号等必要事項を通知する。

(4) 着信交換室は着信者（着信者の電話機）を呼び出して着信者であることを確認し、発信交換室名および通話を接続する旨を通知したのち、発信交換室に着信者を呼び出した旨を通知する。ただし着信者は電話機が話中であるときは、その旨を発信交換室に通知する。

(5) 発信交換室は、発信者および着信者に通話の開始をうながす。

(6) 発信交換室は、市外ダイヤル方式によつて接続できる場合は、着信者または着信交換室を直接呼び出す。

- (7) 発信交換室は、内線ダイヤル方式によつて接続できる場合は、発信者に直接着信者または着信交換室を接続させることができる。

(中継通話の接続手続)

第51条 交換室は中継通話を接続する場合は、次の順序により行なわなければならない。

- (1) 発信交換室は受付手続を終わつたときは、中継交換室に受付けた旨を通知する。
- (2) 発信交換室および中継交換室は交換証の滞留状況により回線の接続を主宰する交換室（以下「主宰交換室」という。）を定める。ただし当該中継通話が本部交換室経由となる場合は、主宰交換室は、本部交換室があたるものとする。
- (3) 主宰交換室は、自交換室における当該中継通話の取扱いの順位がきたとき回線の接続を主宰する。
- (4) 通話の接続は前条の規定に準ずるものとする。

(定時通話の接続手続)

第52条 交換室、定時通話を接続する場合、第47条および前条の規定にかかわらず次の順序により行なわなければならない。

- (1) 発信交換室の交換長は、定時通話の受付手続を終わつたとき、中継交換室および着信交換室の交換長に定時通話を受け付けた旨を通知する。
- (2) 発信交換室は、通話開始時刻のおおむね30分前に、定時通話がある旨を着信交換室に通知する。この場合において、中継交換室がある場合は、発信交換室および中継交換室は、その通知を順次連絡する。
- (3) 着信交換室は、着信者に定時通話がある旨を通知する。
- (4) 着信交換室は、通話開始時刻のおおむね1分前に発信者を呼び出し、接続の開始を通知する。
- (5) 発信交換室は、回線の接続を主宰する。
- (6) 発信交換室は、通話開始時刻がきたときは、通話の開始をうながす。

(通話の終話手続)

第53条 交換室は、通話が終了した場合において接続を断つときは、第48条の規定に準ずるものとする。

(通話の割り込み接続)

第54条 交換室は、通話を接続しようとする電話機が当該通話より下位の取扱いの順位の通話を行なっているときは、通話者の承諾を得て、その通話の終話手続をとり当該通話を接続することができる。この場合接続を中断した通話の再接続の申し出に対しては、改めて申し込ませること。

2 交換室は、通話を接続しようとする電話機が内線通話を行なっているときは、通話者の承諾を得て、その通話の接続を断ち、当該通話を接続することができる。

3 第1項の規定により通話を断つ場合の手続は第45条の規定に準ずるものとする。

(通話の打ち切りおよび手続)

第55条 発信交換室は、通話者が通話（特別至急通話を除く。）を終了すべき時刻の3分前になるとき、その旨を予告し、当該時刻を経過してもなお通話が終わらないときは、その旨を通知して当該通話の接続を断つことができる。

2 第1項の規定により通話を打ち切る場合の手続は、第45条の規定に準ずるものとする。

(通話の取扱いの順位の繰り下げ手続)

第56条 交換室は、次の各号に掲げる場合は、通話の取扱いの順位を原則として交換証1枚（約6分）繰り下げるものとする。

(1) 発信者から通話の取扱い順位の繰り下げの申し出のあつた場合

(2) 発信者または着信者が優先順位または同一順位の通話で通話中の場合

(3) 発信者の電話機に呼出信号を送出しても応答がない場合

(4) 電話の障害その他交換取扱い上やむを得ない理由により接続することができない場合

2 前項の規定により、通話の取扱い順位を繰り下げる場合には、その旨および繰り下げの理由等必要な事項を関係交換室に順次通知しなければならない。繰り下げの理由の消滅した場合もまた同じ。

3 前項に規定する場合において、回線が接続されているときは第45条の規定に準じてその接続を断ち、また発信者または着信者を呼び出しているときは、その旨を当該発信者または着信者に通知しなければならない。

(発信の申し出の失効等および手続)

第57条 発信交換室が通話の接続のため、発信者の電話機に呼出信号を送出しても応答がなく、おおむね30分を経過後さらに送付しても応答がない場合は、当該通話の発信の申し出は、その効力を失う。

2 交換室は、次の各号に掲げる場合において発信者の承諾を得たときは通話の発信の申し出の取消しがあつたものとして取り扱う。

(1) 着信者の電話機に呼出信号を送出しても応答がない場合

(2) 発信の申し出のあつた日のうちに接続できる見込みがない場合

3 第22条または前2項の規定による発信の取消しの申し出または発信の申し出の失効等の手続

は、前条第2項および第3項の規定に準ずるものとする。

(通話の記録)

第58条 交換室は、通話の接続手続または終話手続等を行なったときは、発信交換証中継交換証(別記様式第4号)着信交換証(別記様式第5号)に所定の事項を記入しなければならない。

2 交換長は第20条に規定する特別至急通話もしくは事案名至急通話を接続したときは、特別至急(事案名至急)通話取扱簿(別記様式第6号)に所定の事項を記録し、通信統制官に報告しなければならない。

(交換証の記入要領)

第59条 交換証は、次の各号に掲げるところにより記入しなければならない。

(1) 交換室名は、別表の交換室略号表に基づき当該略号を記入する。

(2) 通話の種類は、次の略号によつて記入する。

ア 特別至急通話	ト
イ 事案名至急通話	ジ
ウ 至急通話	シ
エ 指定電話機からの至急通話	シシ
オ 至急長時通話	シチ
カ 普通長時通話	フチ
キ 定時通話	テ
ク 業務用通話	ギ

(3) その他の記入要領は要則に定める交換書類の記入方法を準用する。

第5節 一斉指令通話の取扱い

(一斉指令通話の受付ならびに接続手続)

第60条 交換室は、第26条の規定により、発信者からの通話発信の申し出または通信統制官から承認の通知があつたときは、県内通話取扱簿に所定の事項を記入するとともに、次の順序により接続しなければならない。

(1) 交換室は、発信者を呼び出し、通話の接続の開始を通知する。

(2) 交換室は、一斉指令通話の接続に必要とする回線が話中であるときは、必要に応じ通話の割込みを行ない、通話者の承諾を得てその通話の終話手続をとり、当該通話を接続する。ただし、待時扱いを行なっている回線に対しては、取扱い順位が下位の通話に割込みを行なうものとする。

(3) 交換室は、着信交換室または着信者に呼出し信号を送出し、回線の接続を行ない、一斉指令通

話である旨および着信者の電話番号を通知する。

(4) 前号の通知を受けた着信交換室は、着信者を呼び出して一斉指令通話の旨を通知し、受信の準備をうながす。

(5) 交換室は、着信者がでそろつたことを確認したときは、ただちに発信者に対し通話の開始をうながす。ただし、着信者が当該通話より上位の通話を行なっている場合または呼出しに応答しない場合には、その着信者名を通話の開始に先だつて発信者に告げ、承諾を得たのち通話の開始をうながすものとする。

(一斉指令通話の終話手続)

第61条 交換室は、通話が終了した場合において接続を断つときは、第45条の規定に準ずるものとする。

(一斉指令通話の発信の申し出の失効等)

第62条 交換室は、通話の接続のため発信者の電話機に呼出し信号を送出しても応答がなく、おおむね5分経過後さらに送付しても応答がない場合は、当該通話の発信の申し出はその効力を失う。

2 交換室は、着信者の電話機または交換室に呼出し信号を送付しても応答がない場合において、発信者の承諾を得たときは、当該発信者への通話の発信の申し出は、取消しがあつたものとして取扱う。

第6節 県間通話の取扱い

(県内から発信する県間通話の取扱い)

第63条 手動即時扱いを行なう交換室は、第30条第1項に規定する自動即時扱い区域への県間通話の発信の申し出を受けたときは、第47条の規定に準じて取り扱わなければならない。

2 手動即時扱いを行なう交換室は、第30条第2項に規定する待時扱い区域への県間通話の発信の申し出を受けたときは、次の各号に掲げる順序により取り扱わなければならない。

(1) 警察署等交換室は、発信交換証に所定の事項を記入する。

(2) ただちに本部交換室に通話の受付を通知する。

(3) 本部交換室から接続通知があつたときは、ただちに発信者を呼び出し、通話を接続する旨を通知したのち、本部交換室に発信者を呼び出した旨を通知する。

(4) 本部交換室は、着信者が応答したときは、発信者ならびに着信者に通話の開始をうながす。

(5) 警察署等交換室は、通話が終了した場合において接続を断つときは、第48条の規定に準ずる。

3 待時扱いを行なう交換室は、第31条に規定する県間通話の発信の申し出を受けたときは、第49条、第50条、第51条および第53条の規定に準じて取り扱わなければならない。

4 本部交換室の交換長は第32条に規定する待時扱い区域への県間通話の発信の申し出を承認した旨の通知を受けたときは、県間通話発信交換室における通話の接続手続により取り扱わなければならない。

5 交換室は、第32条ただし書きに規定する至急通話および長時通話の発信の申し出を受けたときは、第2項および第3項の規定に準じて取り扱わなければならない。

(県内に着信する県間通話の取扱い)

第64条 本部交換室は、県内に着信する県間通話の接続通知を受けたときは、当該通話の着信交換証を作成し、次により取り扱わなければならない。

(1) 当該回線が空いている場合

当該回線が空いている場合は、警察署等交換室を呼び出し必要事項を告げ、接続の請求を行なう。警察署等交換室は、着信者を呼び出し着信者であることを確認し、通話を接続する旨を通知するとともに本部交換室へ着信者を呼び出した旨を通知する。本部交換室は県間通話着信交換室における通話の接続手続により取り扱う。

(2) 当該回線が話中である場合

ア 当該回線に割り込み接続が出来る場合は第54条の規定に準じ接続中の通話に割り込み通話者の承諾を得て終話手続をとり、当該通話を接続する。通話者の承諾が得られない場合または話中の通話が着信の通話より優先順位の通話の場合は、その旨を発信交換室へ通知する。

イ 当該回線に割り込み接続ができない場合または、話中の通話と着信の通話が同一順位の通話である場合は、発信交換室へその旨および現に取り扱っている通話が終わり次第接続する旨を通知する。

(3) 接続通知された県内に着信する県間通話の取扱いの順位が、当該回線に滞留している通話の取扱いの順位より下位のときは、発信交換室に滞留している枚数を通知して繰り下げの措置をとる。

第4章 通信制限

(通信制限)

第65条 本部長は、天災事変その他非常の事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、警察の責務を遂行するため必要と認めるときは、通話の種類、通話時間、通話先等についての制限を行なう。

第5章 雑則

(簿冊の保存期間)

第66条 この訓令に定める各種簿冊の保存期間は、使用の終わった日の属する年の翌年の1月1日から起算して1年間とする。

(交換書類の処理)

第67条 通信統制官は、前条の交換書類の保存期間が経過したものは、焼却するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和45年8月1日から施行する。

2 山梨県警察電話県内通話規程（昭和33年山梨県警察本部訓令第3号）は、廃止する。

附 則（平成6年10月14日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成16年5月25日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年10月12日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日本部訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式 略